

令和 7 年 5 月 1 日

会員各位

(公社) 福島県トラック協会

助成事業の申請等における代表者押印の一部廃止のお知らせ

平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、会員事業者の助成事業申請の手続における負担軽減を図ることを目的とし、令和 6 年度から助成事業の申請等における代表者押印の一部廃止を実施しております。

令和 7 年度は 5 月 1 日から申請の受付開始となりますので、押印の廃止についてお知らせいたします。

記

1 令和 7 年度における押印の廃止について

(1) 代表者の押印を廃止する申請書等：23 件

(2) 代表者の押印を廃止する申請書等は「別紙一覧表」をご確認ください。押印を廃止するのは申請書等であり、申請書等と併せて提出する書類(外部発行の証明書等)の押印は廃止しません。

(3) 押印を廃止する申請書等には真正性を担保するため、「事務担当者」の氏名及び連絡先を明記してください。

2 押印廃止を検討する申請書等について

代表者の押印廃止を検討する申請書等：2 件

① 環境対応車導入促進助成事業

② 近代化基金融資

①②については、全日本トラック協会との事務対応で押印が必要であり現時点では廃止対象外ですが、引き続き廃止を検討していきます。

3 その他

押印を廃止した申請書等の作成について、ご不明な点がございましたら、業務部までお問い合わせください。

以上

担 当：業務部 佐川・杉田

T E L：024-558-7755

(音声ガイダンス1番)

令和7年度 各種助成事業一覧

区分	助成事業名		制度の概要	助成額等		限度額等	予算額(円)	摘 要	申請方法	申請書等への押印
交通安全対策	1	運転経歴証明書	運転者の運転経歴証明書取得に対する助成	670円/人・年		1会員150人上限	7,571,000	事前申請を廃止し、会員からの事後申請へ変更。	事後申請	不要
	2	適性診断	運転者適性診断(一般・初任・適齢)の受診料に対する助成	・一般診断 2,400円/人 ・初任診断 2,000円/人 ・適齢診断 2,000円/人		1人年1回	13,720,000		Web申請	不要
	3	睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	運転者の睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査に要する費用(第一次検査、第二次検査)に対する助成	5,000円/人		1人年1回 1会員50人まで	4,000,000		事前申請	不要
	4	睡眠時無呼吸症候群精密検査(PSG)	SAS検査の結果、精密検査の対象となった者の検査費用に対する助成	20,000円/人		1人年1回	250,000		事後申請	不要
	5	脳健診	運転者(40才以上)の健康管理のため、脳健診受診に対する助成	10,000円/人(上限)		1会員15人まで	3,000,000		事後申請	不要
	6	ドライバー研修	安全運転研修施設にドライバー等を派遣する訓練費用(受講料)に対する助成	①全ト協主催の特別研修 Gマーク認定事業所 全額 その他 7割 ②全ト協主催の一般研修 全額		1会員10人まで(①②合算)	1,800,000		事前申請	不要
	7	EMS	EMS機器の導入に要した費用に対する助成	導入経費の1/2(上限40,000円)		1会員15台上限	18,500,000		事後申請	不要
	8	ドライブレコーダー	ドライブレコーダーの導入に要した費用に対する助成	導入経費の1/2 ①運行管理連携型 40,000円 (20,000円) ②標準型 20,000円 (20,000円) ③簡易型 10,000円 (10,000円) ※()書きの金額は、国の補助金を受けた場合		1会員15台上限(①～③合算)	18,000,000		事後申請	不要
	9	安全装置	後方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器及びトルクレンチの導入に要した費用に対する助成	①後方視野確認支援装置 40,000円/台 ②側方衝突監視警報装置 120,000円/台 ③呼気吹込みアルコールインターロック装置 40,000円/台 ④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 40,000円/台 ⑤トルクレンチ 70,000円/台		1会員15台上限(①～④合算) ⑤トルクレンチは車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台上限	14,000,000	側方視野確認支援装置導入への助成は終了。	事後申請	不要
	10	車輪脱落事故防止機器	車輪脱落事故防止機器購入費用に対する助成	購入費用の1/2(上限30,000円)		1会員30,000円上限	1,500,000	R7年度新設	事後申請	不要
	11	フォークリフト技能講習	フォークリフト運転技能講習の受講費用に対する助成	①陸災防 6,000円/人 ②他教習機関 4,000円/人		1会員3人まで	400,000		事後申請	不要
	12	準中型・中型・大型免許等	従業員に指定教習所で準中型、中型免許、大型免許、けん引免許を取得または、準中型・中型免許の限定解除を行った費用に対する助成	・準中型免許 40,000円/人 ・中型免許 75,000円/人 ・大型免許(二種は除く) 150,000円/人 ・けん引免許 50,000円/人 ・限定解除(AT限定は除く) 30,000円/人		1会員500,000円上限	20,000,000		事後申請	不要
	13	健康診断	運転者の健康診断に対する助成	①定期健康診断又は雇入れ時健康診断(運転者として雇入れた場合) 1,500円/人 ②特定業務従事者(深夜業)健康診断 1,500円/人		1会員 車両台数×1.4上限 (申請回数は運転者1人につき、①・②それぞれ1回ずつ)	13,500,000	一般会計を財源とした、健康診断受診助成事業を実施。 (4/1～5/15までの期間で予算額1,200,000円)	事後申請	不要
	14	女性用休憩施設等	女性及び高齢の従業員用の休憩室、トイレ等の増改築費用に対する助成	工事経費の1/2(上限300, 000円)		1会員1施設まで	1,500,000		事前申請	不要
交通公害対策	15	アイドリングストップ支援機器	アイドリングストップ支援機器の導入に要した費用に対する助成	①電気式の毛布・マット 15,000円/枚 ②エア・温水式ヒーター 60,000円/台 ③蓄冷式クーラー(デンソー、日野、三菱、UD製) 60,000円/台、車載バッテリー式冷房装置 60,000円/台		①電気式の毛布・マット 30枚上限 ②エア・温水式ヒーター 3台上限 ③蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置 3台上限	5,300,000		事後申請	不要
	16	ポスト新長期	ポスト新長期規制適合車の導入に要した費用に対する助成	①小型 新車 20,000円 ②中型 新車 40,000円 ③大型 新車 60,000円		1会員15台上限(①～③合算)	21,000,000	予算額15,000,000円	事後申請	不要
	17	環境対応車	環境対応車(天然ガス、ハイブリッド、電気、燃料電池自動車)の導入に要した費用に対する助成	対象車両ごとの助成額(全ト協・県ト協)など、詳細は要領を参照のこと		1会員5台上限		予算額6,000,000円	事前申請	必要
	18	エコタイヤ	エコタイヤの導入に要した費用に対する助成	2,000円/本 車両数×2/3×12本上限		1会員300本上限	38,000,000	福島県から20,000,000円の補助	事後申請	不要
研修・調査	19	中小企業大学校	中小企業大学校の対象講座を受講した場合の受講料に対する助成	受講料の2/3相当額			200,000		事前申請	不要
	20	グリーン経営認証	グリーン経営認証を取得又は更新した際の費用に対する助成	新規取得 100,000円 更新 50,000円上限		1会員 1回/年 (支店、営業所の数にかかわらず年度内で1事業者につき取得・更新のどちらか1回)	1,500,000		事後申請	不要
基金運営	21	近代化基金利子補給	設備資金、環境対応車・省エネ機器導入資金、ポスト新長期等規制適合車導入資金の借入に対する利子補給	設備資金 利率0.6% 環境対応車・省エネ機器導入 利率0.6% ポスト新長期等規制適合車導入 利率0.6%		設備資金 1会員35,000,000円 環境対応車・省エネ機器導入資金 1会員70,000,000円 ポスト新長期等規制適合車導入資金 1会員35,000,000円	3,549,365	「限度額等」欄の額は、融資限度額	事前申請	必要
	22	信用保証料(一般保証)	信用保証協会の信用保証料(一般の保証)に対する助成	信用保証料の額が 50,000円まで 全額 50,000円～ 50,000円に50,000円を超えた額の1/2を加えた額		年度内100,000円上限	1,500,000		事後申請	不要
	23	信用保証料(セーフティネット保証)	信用保証協会の信用保証料(県制度資金等の保証料)に対する助成	信用保証料の額が 100,000円まで 全額 100,000円～ 100,000円に100,000円を超えた額の1/2を加えた額		年度内200,000円上限 ※「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急融資」の場合は400,000円上限	3,000,000		事後申請	不要
	24	利子(セーフティネット保証)	県ト協の信用保証料助成を受けたものに対する借入利子の助成	①令和6年度までにセーフティネット保証料助成を受け、借入を行った事業者 ・助成利率を0.8%とし、助成期間を融資日から3年間、申請期間は融資日から 5年以内とする。 ※借入(支払)利率が0.8%を下回る場合は借入(支払)利率と同率とする ②令和7年度にセーフティネット保証料助成を受け、借入を行った事業者 ・助成期間は3年間とし、助成金額は300, 000円を上限に設定、申請期間は融資日から4年以内とする。 ※助成期間または上限額に達した時点で助成は終了とする。			10,000,000		事後申請	不要
適正化	25	運行管理者講習	運行管理者講習(一般、基礎)の受講料に対する助成	一般講習 1,500円/人・年 基礎講習 5,000円/人・年		一般講習は選任管理者のみ 基礎講習は車両台数の10%を上限	3,500,000	eナスバを対象に追加。 Web申請を廃止し、会員からの事後申請へ変更。	事後申請	不要
計							205,290,365			

※各助成事業の詳細は、各助成事業要領にてご確認ください。